

京都市桃陽病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第56号

京都市桃陽病院条例施行規則の一部を改正する規則

京都市桃陽病院条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表特別長期入院料の項中「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成14年3月11日厚生労働省告示第88号)第8号」を「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年9月12日厚生労働省告示第498号)第10号」に改め、同表備考1中「厚生労働大臣の定める選定療養(平成18年3月6日厚生労働省告示第105号)第12号」を「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年9月12日厚生労働省告示第495号)第2条第7号」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(桃陽病院)